受験生　各位

日本大学短期大学部（船橋校舎）

外国人留学生の受入れ時における日本語能力の基準等について

在留資格「留学」を取得又は更新の際は，必要な日本語能力として，以下のいずれかに該当することを目安にしており，該当しない場合は本短期大学部から入学を許可されても在留資格「留学」が取得又は更新できない場合がありますので，必ず出願前に該当するかどうか確認してください。

１　日本語能力試験(JLPT) N2 以上の認定を受けていること。
２　日本留学試験（日本語（読解，聴解及び聴読解の合計））において 200 点以上取得していること。
３　BJT ビジネス日本語能力テストにおいて 400 点以上取得していること。
４　JPT 日本語能力試験において 525 点以上取得していること。

万が一，在留資格「留学」が取得又は更新されない場合は，「入学取消し」となりますので御承知おきください。

以　上